

ご存じですか？

原子力施設安全情報申告制度

原子力規制委員会では、原子力施設等の安全確保等を目的として、**申告制度（公益通報制度）**を設けています。

原子力施設等に関する**法令違反の事実や安全上の問題**に気が付かれましたら、原子力規制委員会までお知らせ下さい。

なお、この制度では、通報者が特定されるようなことがないよう、**個人情報の保護に十分配慮して**通報内容を取り扱います。

①電話による申告

- ・直接申告担当者に伝える場合
Tel：03-5114-2133
- ・留守番電話に録音する場合
Tel：03-5114-2138

②電子メールによる申告

shinkoku@nra.go.jp
(10Mb以上のメールは受信できません。
登録料金が無料のフリーメールから
送信されたメールには返信できない
ことがあります。)

③HPお問い合わせフォームからの申告

<https://www.nra.go.jp/cgi-bin/shinkoku/>



④郵送による申告

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9
原子力規制庁 長官官房 人事課
原子力施設安全情報申告調査委員会
事務局 宛

申告制度に関するより詳しい情報は、原子力規制委員会のHPの下記ページに掲載しております。

- ・「原子力規制委員会 公益通報（申告）窓口」で検索して下さい。
- ・「<https://www.nra.go.jp/procedure/shinkoku/index.html>」をご覧ください。

お問い合わせ先

- ・原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房 人事課 申告調査官：畑、岡
- ・Tel：03-5114-2133